

2026年 4月吉日

お客さま各位

兵庫ひまわり信用組合

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び
拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下「マネロン等」といいます。）を防止することを、経営上の重要な課題として位置付けています。「犯罪による収益の移転防止に関する法律」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」その他の関連法令・規制・国際的な要請を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

1. リスクベース・アプローチによる管理

当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内において実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。

また、マネロン等リスクの特定・評価及び低減措置の有効性について、少なくとも年1回以上、または新商品・新サービスの導入や重大な法令・規制の変更等があった場合に見直しを行い、その結果を経営陣が検証・指示することにより、態勢の継続的な高度化を図ってまいります。

2. ガバナンス及び組織横断的なリスク管理態勢

当組合は、マネロン等対策を適切に実施するために、経営陣の主導的な関与のもと、営業店等の顧客取引部門（第一線）、統括管理部門等の管理部門（第二線）及び監査部門（第三線）が相互に牽制機能を発揮する、組合内横断的なリスク管理態勢を構築し、その有効性を継続的に検証してまいります。

理事会およびマネロン担当役員は、当組合全体のマネロン等対策に最終的な責任を負い、必要な経営資源の配分、方針決定および態勢整備の監督を行います。

3. 方針・規程・計画の整備と継続的改善

当組合は、マネロン等リスクに関する当組合の業務分野、営業地域及びマネロン等に関する国内外の動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン等対策に関する方針）、手続（マネロン等対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）、計画（マネロン等対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

これらの整備及び実施状況については、少なくとも年1回以上、マネロン担当役員から経営会議又は理事会へ報告を行い、その結果を踏まえ必要な改善措置を講じてまいります。

4. 高リスク取引・高リスク顧客等への対応

当組合は、顧客や取引のマネロン等リスクに応じて、取引時確認の内容・頻度を合理的に差異化し、特にリスクが高いと判断される顧客・取引については、追加情報の取得や上位者による承認等の強化された顧客管理を実施いたします。とりわけ、外国の政府等において重要な地位を占める者（いわゆるPEP s）、高リスク国・地域との取引、ならびに拡散金融リスクが高いと認められる取引については、制裁対象者リスト等との照合や取引モニタリングを含め、より厳格な管理を行います。

なお、金融当局ならびに兵庫県警察等の指導により、当組合では、マネロン等のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客さまにつきましては、通常よりも厳重な取引時確認やお客さま情報（ご住所・ご職業・お取引の目的・資金のご源泉等）のご提供をお願いさせていただくとともに、そのご回答の内容・状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくこと、またはお取引をお断りさせていただくことがございます。

これらは、国内外の法令・ガイドライン等に基づき金融機関に求められている取組みであり、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融を防止し、金融システムの健全性を維持するためのものです。お客さまには、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上